

山口市がんばる農業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市がんばる農業者支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助対象者が規模の拡大や営農を継続するために購入する農業用施設・機械の費用に対し、支援をすることで農地の保全及び多様な担い手の確保を図り、中山間地域をはじめとする農村地域の活性化につなげることを目的とする。

(事業実施基準及び補助額等)

第3条 事業実施基準及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、毎年度予算の範囲内において、別表に定める補助率及び補助限度額により補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市がんばる農業者支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）及び山口市がんばる農業者支援事業実施計画（別記第2号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者は、交付申請を取り下げようとするときは、山口市がんばる農業者支援事業費補助金取下書（別記第3号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 前項に規定する取り下げができる期間は、当該通知を受けた日から起算して15日以内とする。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金交付申請の変更)

第7条 補助対象者は、第4条の規定による申請書の内容に別表に定める重要な変更を加えようとするときは、山口市ががんばる農業者支援事業費補助金交付変更承認申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第8条 補助対象者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及びその事業遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（実績報告書）

第9条 補助対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに山口市ががんばる農業者支援事業費補助金実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年間、当該年度までの実績を毎年度、山口市ががんばる農業者支援事業年度報告書（別記第6号様式）により市長に提出するものとする。ただし、当該報告書の提出期限は、報告年度の翌年度の6月末日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定により通知を受けた補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、山口市ががんばる農業者支援事業費補助金請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市ががんばる農業者支援事業費補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（他の用途への使用禁止）

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

第 13 条 補助対象者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、これを 5 年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不適当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

3 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(施設・機械等の処分の制限)

第 15 条 補助対象者は、本事業により取得し、又は効用の増加した機械・施設等の財産を市長が適当と認める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項の適当と認める期間及び承認を受ける場合の手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の例によるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

山口市がんばる農業者支援事業実施基準

第1 補助対象者

補助対象者は、山口市内に住所を有する者であって、法人・団体にあつては主たる事務所の所在地が山口市内であり、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、山口市内における経営耕地面積が30a 以上又は山口市内産の作物の販売をしている者に限る。

- 1 農業者であること。
- 2 1戸以上の農業者が組織する生産組織等であること。
- 3 その他市長が認める団体であること。

第2 補助対象経費

補助対象経費は、農業用施設・機械の購入に要する経費（消費税を除く）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、トラック、刈払機、チェーンソー、パソコン等農作業の用途以外に供される汎用性の高いものは補助対象外とする。

- 1 交付決定後に発注したものであること。
- 2 本事業により導入する機械が既存の機械の更新に当たる場合、当該既存の機械の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定める耐用年数を過ぎていること。
- 3 本事業により導入する機械又は施設が中古の場合は、農業機械整備士等の資格を持つ者による整備保証を受けたものであること。
- 4 利用区域又は保管場所が山口市内であること。

第3 補助率及び補助限度額

- 1 補助率は、補助対象経費の3分の1とする。
- 2 補助限度額は、20万円とする。
- 3 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて算出する。ただし、補助限度額以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第4 導入にあたって

- 1 他の事業の補助対象となっているものは対象としない。
- 2 一の補助対象者は、同一年度に1回限り申請できる。
- 3 導入後は、機械等の本体の見やすい位置に補助事業名及び補助対象者名を印字すること又は印字したシール等を貼り付けること。

第5 重要な変更

要綱第7条の重要な変更とは、補助金額の増又は事業費の30%を越える増減があるものをいう。